

流山市における総合事業のサービス類型への対応・(4月ver)・【訪問型サービス】

典型的例	基準	多様なサービス			
	サービス種別	①介護予防訪問介護と同様のサービス	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC
流山市における対応	サービス等提供主体	現行の指定介護予防訪問事業者 (現在の事業所数:33事業所)	・生活協同組合(4月～) ・シルバー人材センター(準備出来次第) ・民間法人(有限会社)・流山市社会福祉協議会・NPO法人(協議継続中)	・NPO法人×2法人 ・生活協同組合	市 (保健師又は看護師)
	総合事業におけるサービス提供のあり方	○現行の介護予防訪問介護と同様のサービス ○生活機能の向上を図る目標を明確に定め、目標達成に資するサービスの提供を図る。	○NPO法人、生活協同組合に雇用契約で所属する高齢者、主婦、有資格者(3級ヘルパー等)が生活援助を提供する。 ○シルバー人材センターは現行の会員システムを維持したまま実施。	○既存のNPO法人はチケット方式による有償ボランティアサービスを既に展開している。 ○生活協同組合も同様に4月以降実施していく。	○市職看護師が1～3か月程度を目安に居宅を訪問し、通所サービスにつなぐことを目的とて予防指導・情報提供を行う
	対象者とサービス提供の考え方	○総合事業導入時に既に介護予防訪問介護を利用している者で、適切なケアマネジメントの結果、利用の継続が必要と判断されるものが中心に利用する。 ○(仮)介護予防訪問型サービス計画に定める目標の達成状況に基づき、多様なサービス主体への移行を推進する。	○総合事業導入後(当該サービスの提供開始後)、新たに要支援認定又は事業対象者となった者について、適切なケアマネジメントを通じ利用する。 ●訪問型サービスAの利用基準は、要支援1及び事業対象者は、原則1か月当たり4回まで、要支援2は、原則8回まで。例外利用については、地域包括支援センターを通じ、保険者に協議を申し出て利用。	—	○事業対象者のうち、うつ・閉じこもりの傾向が認められた者の利用を想定。地域包括支援センターのアセスメントにより、通所サービスの利用が望ましいが、利用拒否が見られるような場合を想定している。
	実施方法	事業者指定(みなし指定)	・事業者指定(生活協同組合・法人) ・委託(シルバー人材センター)	—	市が直接実施する
	事業者基準	予防給付の基準に準じた市の基準による。	市独自の基準による。	—	—
	報酬額	予防給付の報酬額と同額 (地域区分採用)	1回30分以上1時間未満 200単位 (1単位=10円)	—	—
	備考	●実施時期:平成27年4月1日～ ●支払方法:国保連経由	●実施時期:平成27年4月1日～ ●支払方法: 生協・法人=国保連経由 シルバー人材=市から直接支払 ●マナー、技能向上等の人材教育は市が講座等を開催し実施する。	●既存の仕組みとして成り立っているため補助等を行う予定はない(従来どおりの制度外としての仕組みとして利用)。 ●市が実施する人材教育の受講の機会を提供する。	●利用料は無料。

出典:厚生労働省 HP(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/0000074126.html>)
「総合事業への早期移行に向けた市町村職員を対象とするセミナーテキスト」

流山市における総合事業のサービス類型への対応・(4月ver)・【通所型サービス】

	基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
典型的例	サービス種別	①介護予防通所介護と同様のサービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
流山市における対応	サービス等提供主体	現行の指定介護予防通所事業者 (現在の事業所数:34事業所)	—	—	運営等基準を満たす事業者 (新たに指定)
	総合事業におけるサービス提供のあり方	○現行の介護予防通所介護と同様のサービス ○生活機能の向上を図る目標を明確に定め、目標達成に資する機能訓練を実施する。 ○基本的に介護支援サポーターを受け入れ、ふれあい感のあるサービスとして充実化を図る。	—	—	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを、3か月～6か月の短期間で集中して実施する。
	対象者とサービス提供の考え方	○総合事業導入時に既に介護予防通所介護を利用している者で、適切なケアマネジメントの結果、利用の継続が必要と判断されるものが中心に利用する。 ○(仮)介護予防通所型サービス計画に定める目標の達成状況に基づき、一般介護予防事業への移行を推進する。	—	—	○総合事業導入後(当該サービスの提供開始後)、新たに要支援認定又は事業対象者となった者について、適切なケアマネジメントを通じ利用する。特に、ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケースの積極的な利用を推進する。
	実施方法	事業者指定(みなし指定)	—	—	事業者指定
	事業者基準	予防給付の基準に準じた市の基準による。	—	—	市独自の基準を定める。
	備考	●実施時期:平成27年4月1日～ ●支払方法:国保連經由	●第6期中に協議体で検討する。		●現行の指定介護予防事業者の中から適合するものを想定 ●実施時期:平成27年9月頃までのスタートを目標 ●支払方法:国保連經由
			●介護予防拠点づくりを一般介護予防事業で支援。 ●現行の地区社会福祉協議会のサロン活動の回数を増やす働きかけを継続		

出典:厚生労働省 HP(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>)
「総合事業への早期移行に向けた市町村職員を対象とするセミナーテキスト」